

。田村市郎君。この際勅議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第六十七号については委員
会報告とおり決定さるることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

。議長（永次郎男君）おかりいたします。ただいま田村市郎君から所定の

賛成者を得て、本案は委員会報告とおり可決されたことの
勅議が提出されましたが本勅議のとおり決することにより
あります。

（異議なしと呼ぶ者あり）

。議長（永次郎男君）異議なしと認めます。よって議案第六十七号昭和

四十六年度福生市福生郡市計画福生土地区画整理事業
会計補正予算（第一号）は委員会審査報告とおり可決
されました。

議長（永次郎男君）日程第六議案第六十八号昭和四十六年度
福生市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

福生市議会議事録

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長
から報告を願います。厚生委員長関本吉君

（厚生委員長関本吉君登壇）

。厚生委員長（関本吉君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

本案について補足説明を申しあげます。

本案審議に先立ち、水道課長より次の通りの説明が
行なわれました。

収益的収入および支出については、まず収入において営業収益
と水道料金増収分の六百万円、営業外収益として運用
金の預金利子百万円、計四百万円を補正し、また支出において動力
費の百二十万円、漏水防止等のための修理費および量水器七百台分
の定期取替費六百七十四万五千円等および増額であり、次に減
価償却費および企業債利息において合計百四十八万四千円の減
額で、その他は職員の人件費等の増額補正で合計四百六十六万
の補正であること。資本的収入および支出においては、収入の補正

はな人 支出においては職員の人件費のみの補正であるが、このため収入額が支出額に対し不足する額一千五百七十一万五千円は、当年度損益勘定留保資金六千六百一十一万四千円および建設改良積立金の中より九百六十一万五千円を充当し補てんするのであることの説明があり、委員より、当年度損益勘定留保資金六千六百一十一万四千円の内訳は、前期拡張が始まる前は留保してきたが、四十三年度より、これを取り戻すとしており、有利固定資産減価償却費と一千四百四十六万四千円、資産減耗費において当初予算比百六十万円を計上、その用物品売却現金が六万四千円、これを合わせ二千六百一十一万四千円となっている。建設改良積立金は、昨年度末で三千七百七十七万四千円が残されており、決算において当該積立金六千六十万円の合計五千七百七十七万四千円が留保されており、この中より今回九百六十一万五千円を流用しようとするものである。———この答弁が行なわれました。

また委員より、備考欄の説明をもつと詳細に記入してよい。———等の要望意見も出され、ついで採決の結果、本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。何となく本委員会決定とおりご可決あらうことを願ひし、補足説明いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号については委員全会報告とおり決定されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま田村市郎君から新案の賛成者を得て、本案は委員会審査報告とおり可決されたいとの動議が提出されまゝたが本動議のとおり決すること

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第六十八号昭和四十六年度福山市水道事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告どおり可決を承りました。

議長

(米次性男君) 日程第六大議案第六十九号昭和四十六年度福山市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長の報告を願います。厚生委員長岡本吉君

(厚生委員長岡本吉君登壇)

。厚生委員長(岡本吉君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本決算に対する委員会における審議の概要について補足説明を申し上げます。

まず収益的収支のうち収入について、水道料金を中心とした営

業収益と預金利息、受託工事収益等を中心とした営業外

収益の合計は一億五千二百四十五万三千四百五十四円におよび、前年度に比し九%の増となった。

一方支出においては、動力費、修繕費、人件費等を中心と

した営業費用と企業債利息を中心とした営業外費用の合計は一億三千六百八十七万三千七百七十九円に比し、

約六%の支出増となった。収支差引二千四百四十七万七千七百

円の黒字額となった。この黒字額を前年度に比較すると六百

八十六万八千円の増額であること。この剰余金の計算については

減積積立金——これは公営企業法による剰余金の十分の一

を積み立てるということになっておりますが、減積積立金として

四百二十万円の建設改良積立金としては四十三年度で二千八十

万三千円、四十四年度で一千万円、本年度は百六十六

万円を資本的勘定に流用して、そので三千七百七十九円は建設改良積立金と

なっております。したがって減積積立金及び建設改良の積立金の合計は三千四百八十七万七千九百一十九円となる。四十五年度

米剰余金は前年度からの米処分剰余金に合せて二千九百七十七万八千四百六十九円ありますが、この中から当年度減損積立金として百十九万八千四百六十九円、建設改良積立金として二千九百七十七万八千四百六十九円を積み立て、残り八百六十七万一千二百八十三円を翌年度に剰余金として繰り越そうとするものであります。

次に資産関係においては、固定資産としての土地建物、設備機械等、無形固定資産としての電話加入権、および流動資産としての現金、貯蔵品等、合計八億一千五百八十八万八千四百六十九円、負債は、貸入金、電算機委託料等の翌月支払による未払金として八十九万八千四百六十九円、資産の部においては資本金は大億八千四百六十九万九千九百八十九円、その他剰余金および当年度利益金等を合せて資産合計と同じく八億一千五百八十八万八千四百六十九円となっている。——

以上の説明が行なわれました。

これに対し委員より、(一)減損積立金は、前年からの繰越剰余金と当年度の利益金を合わせた額の二分の一が法定なのか、それとも剰余金を合わせた額の二分の一が、当年度剰余金に対するものか、

の二つの点がある。(二)貸借対照表の流動資産のうち、米収入金五十九万七千九百八十九円という内容の米収入金か。(三)資本の部のうち、資本金の中に入るべき加入者組合負担金はどうなっているのか、(四)有形固定資産明細表の建設改良勘定がどこになっているのか、ということか。(五)有収水量は前年度よりよくなっているが、それでも八七・九%であるがこれに対する説明を求めたい。(六)受託工事収益の八百三十九万八千四百六十九円の内容は何か。(七)電気料のトシ当りの給水費用はどれくらいか。——以上の質疑がなされ、これに対する説明がなされた。

(一)減損積立金は、当年度利益金に対する二分の一が法定である。(二)米収入金の五十九万七千九百八十九円は、一般会計においては三月三十一日の決算閉鎖後、二ヶ月間の整理期間があるが、公益企業法では三月三十一日をも一日でも過ぎれば翌年度回しとなる。そのため料金も翌年度米金は、一応米収入とすることになっているので、この額に上った。この中の繰入金金は四万八千四百六十九円である。(三)加入者組合負担金は、毎年三割より会計内容明確化のため、工事負担金

の中に繰り入れている。(四)有砂固定資産の建設仮勘定が、
なっていることは、この時点において工事やのものがばくろれを完成し
ているので、建物や構築物の中に含めたので、
設途中のものがあれば当然ここに計上されることになる。(五)有収
水量については、前年度より六、五%ふくまっているが、無収とさるべ
き原因は、大井が漏水と認められる。その他、又焚時とか消防制
練等に使用した場合は無料となっている。なお、牛浜駅公衆
便所等の公共施設の水道料は他の会計から入ってきている。(六)及
託工事費六百三十九万円の内容は、基地排水工事における百三
管の初設工事と六百九十九万。その他八、八号線延長工事
による配管移設等の委託工事費である。(七)動力費のトンダリ
の給水費用は三、四九十七銭となっており前年より三、二銭安い。
——等の答弁がありついで採決の結果、全員異議なく原案
どおり認定すべきものと決定した次第であります。
伺とて、本委員会決定どおりご認定あらんことをお願い申しめ
げまいし補足の説明いたします。

議長(末次慎男君) 以上で委員長の家査報告は終了しました。

こより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) 以上で質疑を終ります。

田村市郎君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九十九号については委員
会報告どおり認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) おわかりいたします。ただいま田村市郎君から所
定の賛成を得て、本案は本委員会報告どおり認定されること
の動議が提出されましたが本動議のとおり決することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) ご異議なしと認めます。よって議案第百九
十九号昭和四十五年度福山市水道事業会計決算認定につ
いては本委員会家査報告どおり認定されました。

議長（米次性男君）　こゝより午後二時まで休憩いたします。

午後一時四十八分　休憩心

午後二時　開議

議長（米次性男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日議カ十七同カ十八号は関連がありますので、一括して上程いたします。

日議カ十七議案カ七十一号　市道路線の廃止について
日議カ十八議案カ七十二号　市道路線の認定について
以上二案を一括して議題といたします。

本席はともに建設委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告を願います。建設委員長伊東忠次郎君

（建設委員長　伊東忠次郎君登壇）

建設委員長（伊東忠次郎君）　審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

議案カ七十二号、七十三号を同時に簡単に報告申し上げます。
本案審議に先立つて、現地をつぶさに視察いたしました。

市道一九号線の新設道路において、地元の了解もありま
してハニ号線がござりまするが、この幅員がハニメートルの
ハニ号線の一部を廃止いたしました。新たに七八号線として延長
百八メートルを認定しようとするものであります。本案はも特に
質疑もなく、本案とおり可決すべきものと決定した次であります。

真実なるご審議をいただき、委員会決定によりご認定あら
うことを願ひたいとして補足説明を終わります。

議長（米次性男君）　以上で委員長の審査報告は終わりました。
こゝより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（四号議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）　以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君）　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案カ七十二号、カ七十三号案に

つては委員会報告により決定されることを期します。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おわかりいたします。ただいま田村市部君から所定の賛成者を得て、本案は委員会審査(報告により可決)されたものの動議が提出されましたが本動議の通り決することに
ご賛議ありませんか。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご賛議なしと認めます。よろしく議定書第七十号の市道路線の廃止、認定の二案は委員会審査報告により可決されました。

議長(末次性男君) 日経第七十号の継続審査中し出について
を議題いたします。

三席は委員長より、目下同委員会における審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お答えにご配付し
あります申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があ

りまうので、議事録長として朗読いたさせます。

(朗読議長事務長朗読) 別添参照

議長(末次性男君) 朗読を終りまうた。

おわかりいたします。本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにしたと心いますがこれにご賛議ありませんか
(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご賛議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにしたと心しますがこれにご賛
議ありませんか。

議長(末次性男君) 日経第七十号の継続審査についてを議題
いたします。

委員会の特定事件については、各席は委員会より継続調査の
要求がありますので、お答えにご配付の特定事件継続調査
表のとおり、閉会中の継続調査に付したいと心しますがこれにご賛
議ありませんか。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よろ本件特定事件は
本会中の特定事件とすることに決定いたしました。

議長（末次性男君）以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和四十六年九月三日福生市議会定例会を閉
会いたします。

午後二時十分閉会

署名議員

福生市議会議長

末次性男

議員

松山清

議員

田中忠次郎

議員

森田平乃雄

福生市議会

福総発第一六八二号

昭和四十六年九月二十三日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

末次性男 殿

議案の一部訂正について

昭和四十六年九月二十日第三回福生市議会定例会に提出した「議案第六十三号福生市都市
公園条例」の一部について、次のように訂正いたしたのでよろしくお取り計らいくださる
ようお願いいたします。

記

第十三条中「規則」を「市規則」に訂正



審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第五十四号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日

昭和四十六年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和四十六年九月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和四十六年九月二十二日

総務委員会

委員長 森田 秀雄

福生市議会議長

末次 性男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第五十五号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に關

する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十六年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十六年九月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和四十六年九月二十二日

総務委員会

委員長 森 田 秀 雄

福生市議会議長

末 次 性 男 殿